

下水道管きょ工事仕様書 現行と改定の比較表 (令和3年4月改定)

章 (改定後)	現 行	改 定	備 考
全章 第1章 総則	<p>請負人</p> <p>1-1-2 用語の定義</p> <p style="text-align: center;">＜省略＞</p> <p>27) 工事検査とは、検査員が契約約款第31条（検査及び引渡し）、第37条（部分払）、第38条（部分引渡し）に基づいて、請負人が契約内容に適合した履行をなしたかどうかを確認することをいう。</p> <p>28) 検査員とは、契約約款第31条（検査及び引渡し）第2項、第37条（部分払）第3項、第38条（部分引渡し）の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。</p> <p style="text-align: center;">＜省略＞</p> <p>1-1-3 設計図書の照査等</p> <p style="text-align: center;">＜本文省略＞</p> <p>1-1-4 工事工程表</p> <p style="text-align: center;">＜本文省略＞</p> <p>1-1-5 請負代金内訳書</p> <p style="text-align: center;">＜本文省略＞</p> <p>1-1-7 契約図書に基づく処理方法</p> <p style="text-align: center;">＜本文省略＞</p> <p>1-1-9 工事監督員</p> <p style="text-align: center;">＜本文省略＞</p> <p>1-1-10 現場技術員</p> <p style="text-align: center;">＜本文省略＞</p> <p>1-1-11 工事用地等の使用</p> <p style="text-align: center;">＜本文省略＞</p> <p>1-1-12 工事の着手</p> <p style="text-align: center;">＜本文省略＞</p>	<p>受注者</p> <p>1-1-2 用語の定義</p> <p style="text-align: center;">＜省略＞</p> <p>27) 工事検査とは、検査員が契約約款第32条（検査及び引渡し）、第38条（部分払）、第39条（部分引渡し）に基づいて、受注者が契約内容に適合した履行をなしたかどうかを確認することをいう。</p> <p>28) 検査員とは、契約約款第32条（検査及び引渡し）第2項、第38条（部分払）第3項、第39条（部分引渡し）の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。</p> <p style="text-align: center;">＜省略＞</p> <p>1-1-3 設計図書の照査等</p> <p style="text-align: center;">「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-3 設計図書の照査等」による。</p> <p>1-1-4 工事工程表</p> <p style="text-align: center;">「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-4 工事工程表」による。</p> <p>1-1-5 請負代金内訳書</p> <p style="text-align: center;">「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-5 請負代金内訳書」による。</p> <p>1-1-7 契約図書に基づく処理方法</p> <p style="text-align: center;">「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-7 契約図書に基づく処理」による。</p> <p>1-1-9 工事監督員</p> <p style="text-align: center;">「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-9 工事監督員」による。</p> <p>1-1-10 現場技術員</p> <p style="text-align: center;">「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-10 現場技術員」による。</p> <p>1-1-11 工事用地等の使用</p> <p style="text-align: center;">「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-11 工事用地等の使用」による。</p> <p>1-1-12 工事の着手</p> <p style="text-align: center;">「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-12 工事の着手」による。</p>	<p>各章本文中において左記の置換え</p> <p>本文の修正</p> <p>共通仕様書を参照（以下同様）</p>

下水道管きょ工事仕様書

現行と改定の比較表 (令和3年4月改定)

章 (改定後)	現 行	改 定	備 考
	<p>1-1-13 使用人等の管理 <本文省略></p>	<p><「1-1-31 使用人等の管理」へ移行></p>	
	<p>1-1-14 工事の下請負 <本文省略></p>	<p>1-1-13 工事の下請負 「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-13 工事の下請負」による。</p>	
	<p>1-1-15 施工体制台帳及び施工体系図 <本文省略></p>	<p>1-1-14 施工体制台帳及び施工体系図 「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-14 施工体制台帳及び施工体系図」による。</p>	
	<p>1-1-16 請負人相互の協力 <本文省略></p>	<p>1-1-15 受注者相互の協力 「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-16 受注者相互の協力」による。</p>	
	<p>1-1-17 調査・試験に対する協力 <本文省略></p>	<p>1-1-16 調査・試験に対する協力 「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-16 調査・試験に対する協力」による。</p>	
	<p>1-1-18 工事の一時中止 <本文省略></p>	<p>1-1-17 工事の一時中止 「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-17 工事の一時中止」による。</p>	
	<p>1-1-19 設計図書の変更等 <本文省略></p>	<p>1-1-18 設計図書の変更等 「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-18 設計図書の変更等」による。</p>	
	<p>1-1-20 工期変更 <本文省略></p>	<p>1-1-19 工期変更 「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-19 工期変更」による。</p>	
	<p><新設></p>	<p>1-1-20 支給材料及び貸与品 「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-20 支給材料及び貸与品」による。</p>	
	<p>1-1-21 工事現場発生品 <本文省略></p>	<p>1-1-21 工事現場発生品 「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-21 工事現場発生品」による。</p>	
	<p>1-1-22 建設副産物 <本文省略></p>	<p>1-1-22 建設副産物 「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-22 建設副産物」による。</p>	
	<p>1-1-13 建設リサイクル法施行に伴う契約時手続きの追加 <本文省略></p>	<p><削除></p>	

章 (改定後)	現 行	改 定	備 考
	<p>1-1-24 工事監督員による検査(確認を含む)及び立会い等 <本文省略></p> <p>1-1-25 数量の算出及び出来形図 <本文省略></p> <p>1-1-26 工事記録写真 <本文省略></p> <p>1-1-27 しゅん功検査 <本文省略></p> <p>1-1-28 出来形部分等検査及び指定部分検査 <本文省略></p> <p>1-1-29 臨時検査 <本文省略></p> <p>1-1-30 部分使用 <本文省略></p> <p>1-1-31 施工管理 <本文省略></p> <p>1-1-32 ポンプ場及び処理場内の工事 <本文省略></p> <p>1-1-33 履行報告 <本文省略></p> <p><「1-1-13 使用人等の管理」から移行></p>	<p>1-1-23 工事監督員による検査(確認を含む)及び立会い等 「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-23 工事監督員による検査(確認を含む)及び立会い等」による。 なお、立会い、段階確認事項は段階確認一覧表(参考)(様式1-1及び1-2)による。</p> <p>1-1-24 数量の算出及び出来形図 「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-24 数量の算出及び出来形図」による。</p> <p><削除></p> <p>1-1-25 しゅん功検査 「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-25 しゅん功検査」による。</p> <p>1-1-26 出来形部分等検査及び指定部分検査 「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-26 出来形部分等検査及び指定部分検査」による。</p> <p>1-1-27 臨時検査 「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-27 臨時検査」による。</p> <p>1-1-28 部分使用 「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-28 部分仕様」による。</p> <p>1-1-29 施工管理 「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-28 部分仕様」による。 なお、施工管理基準等は下水道仕様書 第16章 下水道管きょ工事施工管理基準等による。</p> <p><「1-1-40 官公庁等への手続等」本文中へ移行></p> <p>1-1-30 履行報告 「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-30 履行報告」による。</p> <p>1-1-31 使用人等の管理 「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-31 使用人等の管理」による。</p>	

下水道管きょ工事仕様書

現行と改定の比較表 (令和3年4月改定)

章 (改定後)	現 行	改 定	備 考
	<新設>	1-1-32 工事中の安全確保	
		「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-32 工事中の安全確保」及び「2-2 工事中の安全確保」による。	
	<新設>	1-1-33 爆発及び火災の防止	
		「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-33 爆発及び火災の防止」及び「2-3-8 爆発及び火災の防止」による。	
1-1-34 後片付け	<本文省略>	1-1-34 後片付け	
		「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-34 跡片付け」による。	
1-1-35 事故報告	<本文省略>	1-1-35 事故報告	
		「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-35 事故報告」による。	
1-1-37 文化財の保護	<本文省略>	1-1-37 文化財の保護	
		「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-37 文化財の保護」による。	
	<新設>	1-1-38 安全管理	
		「2-3 安全管理」による。	
1-1-38 諸法令の遵守	<本文省略>	1-1-39 諸法令の遵守	
		「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-39 諸法令の遵守」による。	
1-1-39 適用すべき諸基準	<本文省略>	<削除>	
1-1-40 官公庁等への手続等	<本文省略>	1-1-40 官公庁等への手続等	
		「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-40 官公庁等への手続等」による。	
		なお、ポンプ場又は、処理場内の工事実施に当たっては、工事監督員の指示に従い、ポンプ場、処理場の運転管理に支障をきたさないよう、特に留意しなければならない。	
1-1-41 施工時期及び施工時間の変更	<本文省略>	1-1-41 施工時期及び施工時間の変更	
		「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-41 施工時期及び施工時間の変更」による。	
1-1-42 工事測量	<本文省略>	1-1-42 工事測量	
		「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-42 工事測量」による。	

下水道管きょ工事仕様書

現行と改定の比較表 (令和3年4月改定)

章 (改定後)	現 行	改 定	備 考
	1-1-43 提出書類 <本文省略>	1-1-43 提出書類 「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-43 提出書類」による。	
	1-1-44 天災及びその他の不可抗力による損害 <本文省略>	1-1-44 天災及びその他の不可抗力による損害 「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-44 天災及びその他の不可抗力による損害」による。	
	1-1-45 特許権等 <本文省略>	1-1-45 特許権等 「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-45 特許権等」による。	
	1-1-46 保険の付保及び事故の補償 <本文省略>	1-1-46 保険の付保及び事故の補償 「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-46 保険の付保及び事故の補償」による。	
	1-1-47 社内検査 <本文省略>	1-1-47 社内検査 「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-47 社内検査」による。	
	1-1-48 道产品及び札幌市域產品の使用 <本文省略>	1-1-48 道产品及び札幌市域產品の使用 「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-48 道产品及び札幌市域產品の使用」による。	
	1-1-49 環境物品等の使用 <本文省略>	1-1-49 環境物品等の使用 「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-49 環境物品等の使用」による。	
	1-1-50 季節労働者等の雇用 <本文省略>	1-1-50 季節労働者等の雇用 「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-50 既設労働者等の雇用」による。	
	1-1-51 技能士の活用 <本文省略>	1-1-51 技能士の活用 「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-51 技能士の活用」による。	
	1-1-52 工事特性・創意工夫・社会性等 <本文省略>	1-1-52 工事特性・創意工夫・社会性等 「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-53 工事特性・創意工夫・社会性等」による。	
	1-1-54 暴力団員等による不当介入を受けた場合の対応 <本文省略>	1-1-54 暴力団員等による不当介入を受けた場合の対応 「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-55 暴力団員等による不当介入を受けた場合の対応」による。	
	1-1-55 ISO9001 適用工事 <本文省略>	1-1-55 ISO9001 適用工事 「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-55 ISO9001 適用工事」による。	

下水道管きょ工事仕様書

現行と改定の比較表 (令和3年4月改定)

章 (改定後)	現 行	改 定	備 考
第2章 工事現場管理 等安全管理	<p>2-3-1 交通安全管理 <本文省略></p> <p>2-3-2 交通規制 <本文省略></p> <p>2-3-4 安全対策 <省略></p> <p>5) 児童への安全対策</p> <p>① 請負人は、工事現場付近に児童に関する施設があつて、児童がしばしば工事現場を通行する場合については、教育機関（小学校、幼稚園、保育所等）に依頼して児童に注意を喚起しなければならない。</p> <p>② 請負人は、児童の通行する場所での床掘部等の危険箇所については、必要に応じて覆工板、網又は柵を設置するなどして事故防止に努めなければならない。</p> <p>③ 工事現場内に児童が立入ろうとする場合、作業員又は、交通誘導警備員は危険を児童に教え注意し、安全な場所に誘導しなければならない。 <省略></p> <p>2-3-6 老人・身体障害者用通路の確保 <本文省略></p> <p>2-3-7 不法無線局及び違法無線局対策 <本文省略></p>	<p>2-3-1 交通安全管理 「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-38 安全管理 1. 交通安全管理」による。</p> <p>2-3-2 交通規制等 「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-38 安全管理 2. 交通規制等」による。</p> <p>2-3-4 安全対策 <省略></p> <p>5) 児童への安全対策 「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-38 安全管理 3. 児童への安全対策」による。</p> <p><省略></p> <p>2-3-6 老人又は身体障害者対策 「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-38 安全管理 4. 老人又は身体障害者対策」による。</p> <p>2-3-7 不法無線局及び違法無線局対策 「札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-38 安全管理 5. 不法無線局及び違法無線局対策」による。</p>	共通仕様書を参照（以下同様）

章 (改定後)	現 行	改 定	備 考																																				
第4章 一般施工	<p>下水道事業で管理している建設発生土受入先一覧表</p> <table border="1" data-bbox="326 310 1478 510"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>名 称</th> <th>所在地</th> <th>受入期間</th> <th>土 質 条 件</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>厚別山本地区建設発生土一時堆積場 (第1ヤード)</td> <td>厚別区厚別山本 2452-1</td> <td>4月下旬～3 月下旬</td> <td>礫混じり、砂質土・火山灰等。粘性土・泥炭は受入不可。</td> <td>管路保全課 (818-3451)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>手稲前田下水道再生土製造施設 (手稲前田ストックヤード)</td> <td>手稲区手稲前田 611-3</td> <td>5月上旬～12 月中旬</td> <td>砂質土・火山灰。粘性土・泥炭は受入不可。</td> <td>処理施設課 (818-3431)</td> </tr> </tbody> </table>	No.	名 称	所在地	受入期間	土 質 条 件	担当課	1	厚別山本地区建設発生土一時堆積場 (第1ヤード)	厚別区厚別山本 2452-1	4月下旬～3 月下旬	礫混じり、砂質土・火山灰等。粘性土・泥炭は受入不可。	管路保全課 (818-3451)	2	手稲前田下水道再生土製造施設 (手稲前田ストックヤード)	手稲区手稲前田 611-3	5月上旬～12 月中旬	砂質土・火山灰。粘性土・泥炭は受入不可。	処理施設課 (818-3431)	<p>下水道事業で管理している建設発生土受入先一覧表</p> <table border="1" data-bbox="1573 310 2724 510"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>名 称</th> <th>所在地</th> <th>受入期間</th> <th>土 質 条 件</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>厚別山本地区建設発生土一時堆積場</td> <td>厚別区厚別山本 2452-1</td> <td>4月下旬～3 月 中旬</td> <td>礫混じり、砂質土・火山灰等。粘性土・泥炭は受入不可。</td> <td>管路保全課 (818-3451)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>手稲前田下水道再生土製造施設 (手稲前田ストックヤード)</td> <td>手稲区手稲前田 611-3</td> <td>休止中</td> <td>砂質土・火山灰。粘性土・泥炭は受入不可。</td> <td>処理施設課 (818-3431)</td> </tr> </tbody> </table>	No.	名 称	所在地	受入期間	土 質 条 件	担当課	1	厚別山本地区建設発生土一時堆積場	厚別区厚別山本 2452-1	4月下旬～3 月 中旬	礫混じり、砂質土・火山灰等。粘性土・泥炭は受入不可。	管路保全課 (818-3451)	2	手稲前田下水道再生土製造施設 (手稲前田ストックヤード)	手稲区手稲前田 611-3	休止中	砂質土・火山灰。粘性土・泥炭は受入不可。	処理施設課 (818-3431)	表の修正
No.	名 称	所在地	受入期間	土 質 条 件	担当課																																		
1	厚別山本地区建設発生土一時堆積場 (第1ヤード)	厚別区厚別山本 2452-1	4月下旬～3 月下旬	礫混じり、砂質土・火山灰等。粘性土・泥炭は受入不可。	管路保全課 (818-3451)																																		
2	手稲前田下水道再生土製造施設 (手稲前田ストックヤード)	手稲区手稲前田 611-3	5月上旬～12 月中旬	砂質土・火山灰。粘性土・泥炭は受入不可。	処理施設課 (818-3431)																																		
No.	名 称	所在地	受入期間	土 質 条 件	担当課																																		
1	厚別山本地区建設発生土一時堆積場	厚別区厚別山本 2452-1	4月下旬～3 月 中旬	礫混じり、砂質土・火山灰等。粘性土・泥炭は受入不可。	管路保全課 (818-3451)																																		
2	手稲前田下水道再生土製造施設 (手稲前田ストックヤード)	手稲区手稲前田 611-3	休止中	砂質土・火山灰。粘性土・泥炭は受入不可。	処理施設課 (818-3431)																																		
第9章 補助地盤改良工	<p>9-1-5 施工管理</p> <p style="text-align: center;"><省略></p> <p>3 薬液注入工事 (注入量 500k1 以上) においては、プラントのタンクからミキサー迄の間に流量積算計を設置し、珪酸ソーダの日使用量等を管理するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><省略></p>	<p>9-1-5 施工管理</p> <p style="text-align: center;"><省略></p> <p>3 薬液注入工事 (注入量 500k1 以上) においては、プラントのタンクからミキサー迄の間に流量積算計を設置し、水ガラス (珪酸ナトリウムまたは珪酸ソーダとも呼ばれる) の日使用量等を管理するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><省略></p>	文言の修正																																				

章 (改定後)		現 行				改 定				備 考						
9-2 補助地盤改良工管理基準																
9-2-1 薬液注入工施工管理基準 (その1)																
種別	細目	管理項目	管理基準	管理方法	写真撮影	摘 要	立 会	種別	細目	管理項目	管理基準	管理方法	写真撮影	摘 要	立 会	備 考
数量	原材料	人荷時	全数	○粉体の確認 ・入荷履歴の確認 ・納入伝票をその都度工事監督員に提出する。 ○液体の確認 ・ 注液ソーダ はタンクの計量目盛による入荷量の確認。 ・メーカーによる数量証明書又は納入伝票(メーカーによる数量証明書の写しを添付)をその都度工事監督員に提出する。 ・材料管理簿を作成し、これをもとに使用数及び在庫数を確認する。	○粉体状況の写真 ・粉体は数量の確認ができる写真を用いて撮影すること。 ・液体は計量目盛の拡大写真を必ず撮ること。	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての入荷時を事前に工事監督員に連絡すること。 ・粉体、液体とも第1回目入荷時には、必ず工事監督員が立会する。 ・2回目以降は、原則として工事監督員が立会する。注液ソーダの保管容器は、原則としてタンク(計量目盛付)とする。 	立 会	数量	原材料	人荷時	全数	○粉体の確認 ・入荷履歴の確認 ・納入伝票をその都度工事監督員に提出する。 ○液体の確認 ・ 注液ソーダ はタンクの計量目盛による入荷量の確認。 ・メーカーによる数量証明書又は納入伝票(メーカーによる数量証明書の写しを添付)をその都度工事監督員に提出する。 ・材料管理簿を作成し、これをもとに使用数及び在庫数を確認する。	○粉体状況の写真 ・粉体は数量の確認ができる写真を用いて撮影すること。 ・液体は計量目盛の拡大写真を必ず撮ること。	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての入荷時を事前に工事監督員に連絡すること。 ・粉体、液体とも第1回目入荷時には、必ず工事監督員が立会する。 ・2回目以降は、原則として工事監督員が立会する。水ガラスの保管容器は、原則としてタンク(計量目盛付)とする。 	立 会	文言の修正
		使用中								毎日						
品質	充填ソーダ	JIS K 1408 に規定する項目	<ul style="list-style-type: none"> ・工事着手前及び1ヶ月経過後に工事監督員に提出する。 ・1日1回以上。 	<ul style="list-style-type: none"> ・温度測定(A液、B液とも)の温度測定。 ・A、B液の同量写真、混合液硬化後(硬化状況がわかるもの)でストップウォッチも並べて写す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・温度測定(A液、B液とも)写真 ・A、B液の同量写真、混合液硬化後(硬化状況がわかるもの)でストップウォッチも並べて写す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・温度測定は、硬化時間の補正を行うために必要なので必ず実施すること。 ・施工計画書で定めたグルタイムを超える場合、工事監督員に報告し、その取扱いについて指示を仰ぐこと。 	立 会	品質	ゲルタイム	JIS K 1408 に規定する項目	<ul style="list-style-type: none"> ・工事着手前及び1ヶ月経過後に工事監督員に提出する。 ・1日1回以上。 	<ul style="list-style-type: none"> ・混合液(A液、B液とも)の温度測定。 ・ストップウォッチによる硬化時間の測定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・温度測定(A液、B液とも)写真 ・A、B液の同量写真、混合液硬化後(硬化状況がわかるもの)でストップウォッチも並べて写す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・温度測定は、硬化時間の補正を行うために必要なので必ず実施すること。 ・施工計画書で定めたグルタイムを超える場合、工事監督員に報告し、その取扱いについて指示を仰ぐこと。 	立 会	文言の修正
		使用中								毎日						
数量	原材料	人荷時	全数	○粉体の確認 ・入荷履歴の確認 ・納入伝票をその都度工事監督員に提出する。 ○液体の確認 ・ 水ガラス はタンクの計量目盛による入荷量の確認。 ・メーカーによる数量証明書又は納入伝票(メーカーによる数量証明書の写しを添付)をその都度工事監督員に提出する。 ・材料管理簿を作成し、これをもとに使用数及び在庫数を確認する。	○粉体状況の写真 ・粉体は数量の確認ができる写真を用いて撮影すること。 ・液体は計量目盛の拡大写真を必ず撮ること。	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての入荷時を事前に工事監督員に連絡すること。 ・粉体、液体とも第1回目入荷時には、必ず工事監督員が立会する。 ・2回目以降は、原則として工事監督員が立会する。水ガラスの保管容器は、原則としてタンク(計量目盛付)とする。 	立 会	数量	原材料	人荷時	全数	○粉体の確認 ・入荷履歴の確認 ・納入伝票をその都度工事監督員に提出する。 ○液体の確認 ・ 水ガラス はタンクの計量目盛による入荷量の確認。 ・メーカーによる数量証明書又は納入伝票(メーカーによる数量証明書の写しを添付)をその都度工事監督員に提出する。 ・材料管理簿を作成し、これをもとに使用数及び在庫数を確認する。	○粉体状況の写真 ・粉体は数量の確認ができる写真を用いて撮影すること。 ・液体は計量目盛の拡大写真を必ず撮ること。	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての入荷時を事前に工事監督員に連絡すること。 ・粉体、液体とも第1回目入荷時には、必ず工事監督員が立会する。 ・2回目以降は、原則として工事監督員が立会する。水ガラスの保管容器は、原則としてタンク(計量目盛付)とする。 	立 会	文言の修正
		使用中								毎日						
品質	水ガラス	JIS K 1408 に規定する項目	<ul style="list-style-type: none"> ・工事着手前及び1ヶ月経過後に工事監督員に提出する。 ・入荷時は1回以上。 	<ul style="list-style-type: none"> ・温度測定(A液、B液とも)の温度測定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・温度測定(A液、B液とも)写真 ・比重計目盛の拡大写真 	<ul style="list-style-type: none"> ・温度測定は、硬化時間の補正を行うために必要なので必ず実施すること。 ・施工計画書で定めたグルタイムを超える場合、工事監督員に報告し、その取扱いについて指示を仰ぐこと。 	立 会	品質	ゲルタイム	JIS K 1408 に規定する項目	<ul style="list-style-type: none"> ・工事着手前及び1ヶ月経過後に工事監督員に提出する。 ・入荷時は1回以上。 	<ul style="list-style-type: none"> ・混合液(A液、B液とも)の温度測定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・温度測定(A液、B液とも)写真 ・比重計目盛の拡大写真 	<ul style="list-style-type: none"> ・温度測定は、硬化時間の補正を行うために必要なので必ず実施すること。 ・施工計画書で定めたグルタイムを超える場合、工事監督員に報告し、その取扱いについて指示を仰ぐこと。 	立 会	文言の修正
		使用中								毎日						

章 (改定後)

現 行

改 定

備 考

9-2-2 薬液注入工施工管理基準 (その2)

種 別	細 目	管理項目	管理基準	管理方法	写真撮影	摘 要	立 会
注入箇所	注入前	埋設物位置	・全数、地下埋設物管理者の立会い	・目視 (マーキング)	・立会写真	・舗装道路ではベンキによるマーキングとし、その他の道路では木杭 (道路に支障とならないよう注意すること) でマーキングする。	適 宜
	注入時	注入箇所 注入ピッチ	・全数 (クラウン部の検入) ・5~10孔毎に1回、 ・詳細は工事監督員の指示による。 (立坑、地下埋、家庭防護部) ・工事監督員の指示による。	・注入箇所数と注入ピッチの確認。 ・スケール (マーキング)	・全景写真とピッチ割写真	・斜めボレーリング箇所がある場合には、注入方向及び注入角度がわかるようにする。	
効 果	完了時	注入箇所	・全数	・注入箇所数と注入ピッチの確認。 ・スケール (マーキング)	・全景写真とピッチ割写真	・写真撮影数については、工事監督員の確認を得ること。 ・目視により臭気目視が確認できない箇所 (ex. 底版改良管箱途中の地下埋設物防護注入等) は確認頻度を多くすること。	適 宜
	試験注入及び本注入後	注入箇所	(クラウン部) ・管推直 10本毎に切羽の検入を確認する。 (立坑、地下埋、家庭防護部) ・工事監督員の指示による。	・確認頻度が確認できる箇所 (ex. 底版改良管箱途中の地下埋設物防護注入等) は確認頻度を多くすること。 ・改良効果の確認が必要な場合は、工事監督員と協議のうえ力学試験や現場透水試験等で効果を確認する。	・確認状況写真		
その他	プラント廃液処理	プラント設備並廃液の濃度及びpH	・常時	・産廃許可書等のチェック ・マニフェストによる管理	・設備毎に組立、解体の作業状況及び設置の全景、機器の詳細を撮影する。	・注入量600L以上の場合は、プラントのタンクから、ミキサーまでの間に流量計を設置し、水ガラスのpH (硬化材に有機物含まない場合)	適 宜
	工事着手前 工事中 工事終了後	過酸素濃度及びpH	・5.8~8.6 ・10ppm以下	・水位観測孔より採水 ・公的機関又はこれと同等の能力及び信用を有する機関	・全景写真	・過酸素濃度及びpH (硬化材に有機物含まない場合) ・採水回数には「暫定指針」によるが、工事しゅん功後の扱いについては、工事監督員と協議すること	

備考1 立会欄に「適宜」と記載している項目の立会箇所、立会回数等は工事監督員の指示による。
 備考2 管理・確認等は、現場代理人、主任技術者、監理技術者、その他工事監督員が承諾した者が行う。
 備考3 しゅん功書類として提出する写真枚数等については、工事監督員と協議すること。

9-2-2 薬液注入工施工管理基準 (その2)

種 別	細 目	管理項目	管理基準	管理方法	写真撮影	摘 要	立 会
注入箇所	注入前	埋設物位置	・全数、地下埋設物管理者の立会い	・目視 (マーキング)	・立会写真	・舗装道路ではベンキによるマーキングとし、その他の道路では木杭 (道路に支障とならないよう注意すること) でマーキングする。	適 宜
	注入時	注入箇所 注入ピッチ	・全数 (クラウン部の検入) ・5~10孔毎に1回、 ・詳細は工事監督員の指示による。 (立坑、地下埋、家庭防護部) ・工事監督員の指示による。	・注入箇所数と注入ピッチの確認。 ・スケール (マーキング)	・全景写真とピッチ割写真	・斜めボレーリング箇所がある場合には、注入方向及び注入角度がわかるようにする。	
効 果	完了時	注入箇所	・全数	・注入箇所数と注入ピッチの確認。 ・スケール (マーキング)	・全景写真とピッチ割写真	・写真撮影数については、工事監督員の確認を得ること。 ・目視により臭気目視が確認できない箇所 (ex. 底版改良管箱途中の地下埋設物防護注入等) は確認頻度を多くすること。	適 宜
	試験注入及び本注入後	注入箇所	(クラウン部) ・管推直 10本毎に切羽の検入を確認する。 (立坑、地下埋、家庭防護部) ・工事監督員の指示による。	・確認頻度が確認できる箇所 (ex. 底版改良管箱途中の地下埋設物防護注入等) は確認頻度を多くすること。 ・改良効果の確認が必要な場合は、工事監督員と協議のうえ力学試験や現場透水試験等で効果を確認する。	・確認状況写真		
その他	プラント廃液処理	プラント設備並廃液の濃度及びpH	・常時	・産廃許可書等のチェック ・マニフェストによる管理	・設備毎に組立、解体の作業状況及び設置の全景、機器の詳細を撮影する。	・注入量600L以上の場合は、プラントのタンクから、ミキサーまでの間に流量計を設置し、水ガラスのpH (硬化材に有機物含まない場合)	適 宜
	工事着手前 工事中 工事終了後	過酸素濃度及びpH	・5.8~8.6 ・10ppm以下	・水位観測孔より採水 ・公的機関又はこれと同等の能力及び信用を有する機関	・全景写真	・過酸素濃度及びpH (硬化材に有機物含まない場合) ・採水回数には「暫定指針」によるが、工事しゅん功後の扱いについては、工事監督員と協議すること	

備考1 立会欄に「適宜」と記載している項目の立会箇所、立会回数等は工事監督員の指示による。
 備考2 管理・確認等は、現場代理人、主任技術者、監理技術者、その他工事監督員が承諾した者が行う。
 備考3 しゅん功書類として提出する写真枚数等については、工事監督員と協議すること。

文言の修正

章 (改定後)		現 行		改 定		備 考
9-2-3 単管高圧噴射攪拌工法の施工管理基準 (その1)						
種 別	細 目	管理項目	管理基準	管理方法	写真撮影	摘 要
数 量	原材	人荷時 ・入荷数	・全数	○粉体の確認 ・入荷照会の確認 ・納入伝票をその都度工事監督員に提出する。 ○液体の確認 ・圧縮ソーダはタンクの計量目盛による入荷量の確認。 ・メーカーによる数量証明書又は納入伝票 (メーカーによる数量証明書の写しを添付) をその都度工事監督員に提出する。 ・材料管理簿を作成し、これをもとに使用数及び在庫数を確認する。	・個人状況の写真 ・粉体は数量の確認ができる写真を併用して撮影すること。 ・液体は計量目盛の拡大写真を必ず撮ること。	・全ての入荷時を事前に工事監督員に連絡すること。 ・粉体、液体とも第1回目入荷時には、必ず工事監督員が立会。 ・2回目以降は、原則として工事監督員が立会する。 ・ 圧縮ソーダ の保管容器は、原則としてタンク (計量目盛付) とする。
	施工中	・使用数 ・在庫数	・毎日	・空袋と未使用材の材料管理簿による確認を行う。 ・液体は計量目盛による残量確認と材料管理簿による使用数の確認。 ・施工管理担当者は日々の作業開始前にサイレン及び日付を記入すること。 ・注入の施工状況がチャート紙に適切に記録されているか工事監督員に随時確認を受け、チャート紙にその都度サインを受けること。 ・メーカーによる証明書。 ・比重計により、直接タンクより採取、メスシリンダー等に入れて計測する。	・空袋確認の全景写真 ・計量目盛の拡大写真	・空袋は工事監督員が立会するまで現場外へ搬出しない。 ・必要に応じて工事監督員が、材料入荷時の写真、数量証明書等について作業日報等と照会するとともに、 圧縮ソーダ の内容をメーカーに照会する上で上記資料を常に整理すること。 ・空袋は工事監督員が立会すること。 ・(既にマーキングされている空袋は数量に含めない)
品 質	圧縮ソーダ	JIS K 1408 に規定する項目 ・比重	・全数 ・毎日	・工事着手前及び1ヶ月経過後に工事監督員に提出する。 ・1日1回以上	・混液測定 (A液、B液とも) ・A、B液の同量写真、混合前後後 (硬化状況がわかるもので必ず写す) ・確認状況の写真 ・計量目盛の拡大写真	・チャート紙は、使用前に必ず工事監督員の検印を受けること。 ・チャート紙は原則として1ロールを切り離さないで使用する。切り離す時は、チャート紙のミシン目に工事監督員の検印を受けること。 ・注入圧力と注入量の確認を受けること。 ・第1回目入荷時の測定は、必ず工事監督員の確認をとること。 ・比重計、温度計、ストップウォッチ、メスシリンダー等容器は現場に常備すること。 ・比重計以外の測定方法を採用する場合は、工事監督員の承諾を得ること。
	ゲルタイム	ゲルタイム	・全数 ・毎日	・原則として、作業開始前の午前、午後各1回以上。 ・設計値	・混液測定 (A液、B液とも) の温度測定。 ・ストップウォッチによる硬化時間の測定。 ・設計通りに配合されているか確認 ・ミキサー内の混合材料の比重確認	・温度測定は、硬化時間の補正を行うために必要なので必ず実施すること。 ・施工計画書で定めたゲルタイムを超える場合、工事監督員に報告し、その取扱について指示を仰ぐこと。
	注入材	配合	・設計値	・設計通りに配合されているか確認 ・ミキサー内の混合材料の比重確認	・個人状況の写真 ・粉体は数量の確認ができる写真を併用して撮影すること。 ・液体は計量目盛の拡大写真を必ず撮ること。	・空袋は工事監督員が立会するまで現場外へ搬出しない。 ・必要に応じて工事監督員が、材料入荷時の写真、数量証明書等について作業日報等と照会するとともに、 水ガラス の内容をメーカーに照会する上で上記資料を常に整理すること。 ・(既にマーキングされている空袋は数量に含めない)
9-2-3 単管高圧噴射攪拌工法の施工管理基準 (その1)						
種 別	細 目	管理項目	管理基準	管理方法	写真撮影	摘 要
数 量	原材	人荷時 ・入荷数	・全数	○粉体の確認 ・入荷照会の確認 ・納入伝票をその都度工事監督員に提出する。 ○液体の確認 ・ 水ガラス はタンクの計量目盛による入荷量の確認。 ・メーカーによる数量証明書又は納入伝票 (メーカーによる数量証明書の写しを添付) をその都度工事監督員に提出する。 ・材料管理簿を作成し、これをもとに使用数及び在庫数を確認する。	・個人状況の写真 ・粉体は数量の確認ができる写真を併用して撮影すること。 ・液体は計量目盛の拡大写真を必ず撮ること。	・全ての入荷時を事前に工事監督員に連絡すること。 ・粉体、液体とも第1回目入荷時には、必ず工事監督員が立会。 ・2回目以降は、原則として工事監督員が立会する。 ・ 水ガラス の保管容器は、原則としてタンク (計量目盛付) とする。
	施工中	・使用数 ・在庫数	・毎日	・空袋と未使用材の材料管理簿による確認を行う。 ・液体は計量目盛による残量確認と材料管理簿による使用数の確認。 ・施工管理担当者は日々の作業開始前にサイレン及び日付を記入すること。 ・注入の施工状況がチャート紙に適切に記録されているか工事監督員に随時確認を受け、チャート紙にその都度サインを受けること。 ・メーカーによる証明書。 ・比重計により、直接タンクより採取、メスシリンダー等に入れて計測する。	・空袋確認の全景写真 ・計量目盛の拡大写真	・空袋は工事監督員が立会するまで現場外へ搬出しない。 ・必要に応じて工事監督員が、材料入荷時の写真、数量証明書等について作業日報等と照会するとともに、 水ガラス の内容をメーカーに照会する上で上記資料を常に整理すること。 ・(既にマーキングされている空袋は数量に含めない)
品 質	水ガラス	JIS K 1408 に規定する項目 ・比重	・全数 ・毎日	・工事着手前及び1ヶ月経過後に工事監督員に提出する。 ・ 入荷毎 に1回以上	・混液測定 (A液、B液とも) ・A、B液の同量写真、混合前後後 (硬化状況がわかるもので必ず写す) ・確認状況の写真 ・計量目盛の拡大写真	・温度測定は、硬化時間の補正を行うために必要なので必ず実施すること。 ・施工計画書で定めたゲルタイムを超える場合、工事監督員に報告し、その取扱について指示を仰ぐこと。
	ゲルタイム	ゲルタイム	・全数 ・毎日	・原則として、作業開始前の午前、午後各1回以上。 ・ 入荷毎 に1回以上 ・設計値	・設計通りに配合されているか確認 ・ミキサー内の混合材料の比重確認	・チャート紙は、使用前に必ず工事監督員の検印を受けること。 ・チャート紙は原則として1ロールを切り離さないで使用する。切り離す時は、チャート紙のミシン目に工事監督員の検印を受けること。 ・注入圧力と注入量の確認を受けること。 ・第1回目入荷時の測定は、必ず工事監督員の確認をとること。 ・比重計、温度計、ストップウォッチ、メスシリンダー等容器は現場に常備すること。 ・比重計以外の測定方法を採用する場合は、工事監督員の承諾を得ること。
	注入材	配合	・設計値	・設計通りに配合されているか確認 ・ミキサー内の混合材料の比重確認	・個人状況の写真 ・粉体は数量の確認ができる写真を併用して撮影すること。 ・液体は計量目盛の拡大写真を必ず撮ること。	・空袋は工事監督員が立会するまで現場外へ搬出しない。 ・必要に応じて工事監督員が、材料入荷時の写真、数量証明書等について作業日報等と照会するとともに、 水ガラス の内容をメーカーに照会する上で上記資料を常に整理すること。 ・(既にマーキングされている空袋は数量に含めない)

文言の修正

章 (改定後)		現 行		改 定		備 考		
9-2-4 単管高圧噴射攪拌工法の施工管理基準 (その2)								
種 別	種 目	管理項目	確認基準	管理方法	写真撮影	病 要		
注 入 箇 所	注 入 前	埋設物位置	・全数、地下埋設物管理者の立会い	・日視 (マーキング)	・立会写真	・舗装道路ではベンキによるマーキングとし、その他の道路では本杭 (道路に支障とならないよう注意すること) でマーキングする。 ・斜めボアリング箇所がある場合には、注入方向及び注入角度がわかるようにする。		
		注入箇所数	・全数、±10cm以内	・注入箇所数と注入ピッチの確認。 ・スケール (マーキング)	・全景写真とピッチ削写真			
	マシ ン 設 置	マシン設置角	・全数、±0.5°以内	・下げ振り、水準計、スラントルール等	・ボアリング深さの残尺	・写真撮影類については、工事監督員の確認を得ること。 (管理のポイント) ・傾孔状況から、土質の変化、異常等を観察し記録する。 ・注入中の地盤変動の観察 ・施工中の動態観測 (近接構造物変位等)		
		傾孔角度	・全数、±0.5°以内	・下げ振り、水準計、スラントルール等	・注入高さの残尺			
	噴 射	傾孔深度	・全数、設計値	・ロット長、テープにて残尺確認	・圧力計	・5~10孔毎に1回 (※注入高等が同じ場合) ・ロットの使用本数全体 ・傾尺ごとに撮影		
		噴射圧力	・全数、20MPa	・現場透水試験等	・施工状況全景写真			
	回 転 引 上	回転回数	・全数、20rpm	・回転計等	・ストロップウオッチ等	・設備毎に組立、解体の作業・プラントのタンクから、ミキサーまでの間に流量計を設置し、水ガラスの日用量を管理する。		
		引上速度	・全数、3~5分/m	・回転計等	・5~10孔毎に1回 (※注入高等が同じ場合)			
	引 抜 き	ロット本数	・5~10孔 毎に1回 (※注入高等が同じ場合)	・ロット本数、テープ等により確認	・ロットの使用本数全体	・各種試験項目については、工事監督員と協議して決定。 ・指定箇所については、工事監督員との協議による。		
		完了後	・全数	・注入箇所数と注入ピッチの確認。 ・スケール (マーキング)	・全景写真とピッチ削写真			
効 果	試験注入及び本注入後	杭形状	・指定箇所、設計値	・目視、テープ等により規定の形状が確保されているかの確認	・確認状況写真			
		強度	・指定箇所、設計値	・フエノール反応により改良範囲を確認 ・フロッカサンプリング、コアサンプリング等により採取し、一軸圧縮試験で確認				
水 質 管 理	工事着手前	PH	・指定箇所、設計値	・水位観測孔より採水	・採水状況写真			
		濁り	・全数、5.8~8.6	・水位観測孔より採水				
そ の 他	工事終了後	プラント設備	・指定回数、10ppm以下	・公的機関又はこれと同等の能力及び信用を有する機関	・設備毎に組立、解体の作業・プラントのタンクから、ミキサーまでの間に流量計を設置し、水ガラスの日用量を管理する。			
		廃液処理	・常時	・産廃許可書等のチェック ・マネーフエースト管理				
<p>備考1 立会欄に「適宜」と記載している項目の立会箇所、立会回数等は工事監督員の指示による。</p> <p>備考2 管理・確認等は、現場代理人、主任技術者、監理技術者、その他工事監督員が承諾した者が行う。</p> <p>備考3 しゅん功書類として提出する写真枚数等については、工事監督員と協議すること。</p>								
		注 入 箇 所	注 入 前	埋設物位置	・全数、地下埋設物管理者の立会い	・日視 (マーキング)	・立会写真	・舗装道路ではベンキによるマーキングとし、その他の道路では本杭 (道路に支障とならないよう注意すること) でマーキングする。 ・斜めボアリング箇所がある場合には、注入方向及び注入角度がわかるようにする。
		マシ ン 設 置	マシン設置角	・全数、±0.5°以内	・下げ振り、水準計、スラントルール等	・ボアリング深さの残尺	・写真撮影類については、工事監督員の確認を得ること。 (管理のポイント) ・傾孔状況から、土質の変化、異常等を観察し記録する。 ・注入中の地盤変動の観察 ・施工中の動態観測 (近接構造物変位等)	
		噴 射	傾孔角度	・全数、±0.5°以内	・下げ振り、水準計、スラントルール等	・注入高さの残尺		
		回 転 引 上	回転回数	・全数、20rpm	・回転計等	・5~10孔毎に1回 (※注入高等が同じ場合)		
		引 抜 き	ロット本数	・5~10孔 毎に1回 (※注入高等が同じ場合)	・ロットの使用本数全体			
		効 果	試験注入及び本注入後	杭形状	・指定箇所、設計値	・目視、テープ等により規定の形状が確保されているかの確認	・確認状況写真	
		水 質 管 理	工事着手前	PH	・指定箇所、設計値	・水位観測孔より採水	・採水状況写真	
		そ の 他	工事終了後	プラント設備	・指定回数、10ppm以下	・公的機関又はこれと同等の能力及び信用を有する機関	・設備毎に組立、解体の作業・プラントのタンクから、ミキサーまでの間に流量計を設置し、水ガラスの日用量を管理する。	
		備考1 立会欄に「適宜」と記載している項目の立会箇所、立会回数等は工事監督員の指示による。						
		備考2 管理・確認等は、現場代理人、主任技術者、監理技術者、その他工事監督員が承諾した者が行う。						
		備考3 しゅん功書類として提出する写真枚数等については、工事監督員と協議すること。						
9-2-4 単管高圧噴射攪拌工法の施工管理基準 (その2)								
種 別	種 目	管理項目	確認基準	管理方法	写真撮影	病 要		
注 入 箇 所	注 入 前	埋設物位置	・全数、地下埋設物管理者の立会い	・日視 (マーキング)	・立会写真	・舗装道路ではベンキによるマーキングとし、その他の道路では本杭 (道路に支障とならないよう注意すること) でマーキングする。 ・斜めボアリング箇所がある場合には、注入方向及び注入角度がわかるようにする。		
		注入箇所数	・全数、±10cm以内	・注入箇所数と注入ピッチの確認。 ・スケール (マーキング)	・全景写真とピッチ削写真			
	マシ ン 設 置	マシン設置角	・全数、±0.5°以内	・下げ振り、水準計、スラントルール等	・ボアリング深さの残尺	・写真撮影類については、工事監督員の確認を得ること。 (管理のポイント) ・傾孔状況から、土質の変化、異常等を観察し記録する。 ・注入中の地盤変動の観察 ・施工中の動態観測 (近接構造物変位等)		
		傾孔角度	・全数、±0.5°以内	・下げ振り、水準計、スラントルール等	・注入高さの残尺			
	噴 射	傾孔深度	・全数、設計値	・ロット長、テープにて残尺確認	・圧力計	・5~10孔毎に1回 (※注入高等が同じ場合) ・ロットの使用本数全体 ・傾尺ごとに撮影		
		噴射圧力	・全数、20MPa	・現場透水試験等	・施工状況全景写真			
	回 転 引 上	回転回数	・全数、20rpm	・回転計等	・ストロップウオッチ等	・設備毎に組立、解体の作業・プラントのタンクから、ミキサーまでの間に流量計を設置し、水ガラスの日用量を管理する。		
		引上速度	・全数、3~5分/m	・回転計等	・5~10孔毎に1回 (※注入高等が同じ場合)			
	引 抜 き	ロット本数	・5~10孔 毎に1回 (※注入高等が同じ場合)	・ロット本数、テープ等により確認	・ロットの使用本数全体	・各種試験項目については、工事監督員と協議して決定。 ・指定箇所については、工事監督員との協議による。		
		完了後	・全数	・注入箇所数と注入ピッチの確認。 ・スケール (マーキング)	・全景写真とピッチ削写真			
効 果	試験注入及び本注入後	杭形状	・指定箇所、設計値	・目視、テープ等により規定の形状が確保されているかの確認	・確認状況写真			
		強度	・指定箇所、設計値	・フエノール反応により改良範囲を確認 ・フロッカサンプリング、コアサンプリング等により採取し、一軸圧縮試験で確認				
水 質 管 理	工事着手前	PH	・指定箇所、設計値	・水位観測孔より採水	・採水状況写真			
		濁り	・全数、5.8~8.6	・水位観測孔より採水				
そ の 他	工事終了後	プラント設備	・指定回数、10ppm以下	・公的機関又はこれと同等の能力及び信用を有する機関	・設備毎に組立、解体の作業・プラントのタンクから、ミキサーまでの間に流量計を設置し、水ガラスの日用量を管理する。			
		廃液処理	・常時	・産廃許可書等のチェック ・マネーフエースト管理				
<p>備考1 立会欄に「適宜」と記載している項目の立会箇所、立会回数等は工事監督員の指示による。</p> <p>備考2 管理・確認等は、現場代理人、主任技術者、監理技術者、その他工事監督員が承諾した者が行う。</p> <p>備考3 しゅん功書類として提出する写真枚数等については、工事監督員と協議すること。</p>								
文言の修正								

下水道管きょ工事仕様書

現行と改定の比較表 (令和3年4月改定)

章 (改定後)	現 行	改 定	備 考
第 16 章 下水道管きょ 工事施工管理 基準等	16-5-3 フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準 (案) <本文省略>	16-5-3 フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準 (案) 「札幌市土木工事共通仕様書 7-14 フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準 (案)」に よる。	共通仕様書を 参照